平成２７年（フ）第２９０号
福岡市東区香椎駅前２丁目６番30―601号
債務者　山口　武資
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４９号
神戸市須磨区大田町４丁目１－５－802ホップス須磨、住民票上の住所神戸市中央区山本通４丁目22番28号
債務者　上野賀良子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上谷　佳宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１号
香川県高松市古新町６番地４　ダイアパレス古新町1301
債務者　松原　佳澄（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　義博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２号
香川県高松市古新町６番地４　ダイアパレス古新町1301
債務者　松原　和彦
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　義博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２号
福岡県大牟田市大字手鎌1184番地１
債務者　本村菜奈子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　昌彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第６９９号
大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目２番17―606号
債務者　岩﨑　光憲
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　奉植
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７３７号
大阪府枚方市長尾家具町２丁目４－１　シャンテー長尾家具211、住民票上の住所大阪府枚方市長尾家具町１丁目７番地の29
債務者　塚本　幸雄
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　謙
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７７７号
大阪市淀川区新高６丁目14番13号　エレガンテ７－１　603号
債務者　ＤＩＮＯＹ　ＮＯＲＭＡＮ　ＭＣＣＡＲＴＨＹ
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０１号
岡山市南区大福123番地７
債務者　上田恭嗣こと　周　裕福
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有本　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月26日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３４号
広島市佐伯区五日市中央１丁目３番25―304号
債務者　築地　一憲
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６０号
函館市北美原１丁目21番２号２Ｆ
債務者　相馬　由香（旧姓岩舘）
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第６１号
函館市上湯川町21番３―104号
債務者　中村　一美
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４号
岩手県一関市東山町長坂字里前１番地３
債務者　那須　一真
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第２１４号
山形市白山１丁目９番33―307号　アバンティ白山
債務者　押切裕美子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９号
山形市若宮１丁目７番31―408号　雇用促進住宅、前住所山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙2891番地の１
債務者　芳賀　誠
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２００号
さいたま市緑区松木３丁目34番地３　グリーンフォレスト102
債務者　宮原　佳大
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係